

こども園に入所中の児童の保護者さまへのお願い(4・5歳児クラス)

1. 継続入所について

◆仕事を辞めて再就労していない場合

- ・2号認定で利用されていた場合は原則として1号認定に変更していただきます。

2. 入所中に次の状況が生じたとき

次に該当した場合は所定の書類を提出してください。

◆市内で引っ越したとき 「支給認定証に係る申請内容変更届」

または「市民課で届出した住民異動届の写し」

◆市外へ引っ越すとき 「退所届」

◆児童・保護者の氏名が変わったとき 「支給認定証に係る申請内容変更届」

◆婚姻・離婚等により世帯の構成が変わったとき 「支給認定証に係る申請内容変更届」

◆支給認定区分、保育の必要量を変更したいとき 「支給認定証に係る申請内容変更届」

◆妊娠・出産したとき 「母子手帳の写し」

◆就労状況が変わったとき 「就労証明書」など

3. 長期間の欠席について

・里帰り出産などで長期間欠席し、さらに他市町村の保育施設を利用したい場合は、一旦、退所していただきます。保育教育課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

丹波篠山市教育委員会こども未来部保育教育課

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41

TEL : 079-552-1115 / FAX : 079-552-5764